

## 環境創造センター環境放射線センター機械警備業務委託仕様書

環境創造センター環境放射線センター（以下「本施設」という。）の機械警備業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

この仕様書にない事項については、「建築保全業務共通仕様書」令和5年度版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）によること。

### 1 目的

本業務は本施設における火災、盗難、不法行為等を防止し、もって財産の保護に任じ、本施設の保全に寄与することを目的とする。

### 2 業務の名称等

- (1) 名称 環境創造センター環境放射線センター機械警備業務委託
- (2) 場所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の169
- (3) 期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 3 業務の概要

#### (1) 入退室管理システム

別紙平面図のとおり入退室管理システムの機器を設置し、入退室管理が行える機能を提供し、かつ「(2) 機械警備システム」との連動ができるものとする。

#### 入退室管理システム

(内 訳)

・電気錠コントローラ	11式
・カードリーダー	9式
・テンキー付きカードリーダー	2式
・操作卓ソフトウェア（アプリケーションCD）	1式
・管理パソコン（液晶ディスプレイ含む）	1式
・管理パソコン用プリンタ	1式
・無停電電源装置	1式
・ICカード	30枚

以上の搬入、据付、配線、調整、動作確認及び本システムの稼働に必要なインターフェース機器等を含む。

#### ア 入退室管理システム全体

(ア) 別紙平面図のとおり機器を配置すること。

- (イ) 各機器の外寸及び性能等は概ね別紙1のとおりであること。
- (ウ) 入退室管理システムは電気錠コントローラ、カードリーダー、テンキー付きカードリーダー等の端末機器、及び入退室管理システム操作卓用管理パソコン（以下、「管理PC」という）のセンター装置により構成していること。
- (エ) 管理PCは、発注者が指定する場所に設置し、入退室管理システムのホストとして、各扉の入退室管理機能を有し、履歴収集や遠隔操作、各種設定変更、帳票作成など、各種管理業務をサポートし、運用においては、各エリアに設置した、ID操作端末（テンキーリーダー等）にて各電気錠の施／解錠を行えること。また、ICカードの発行管理、ユーザー権限、個人データの登録／変更／削除等、ICカード管理業務のサポートを行えること。
- (オ) 管理PCは、無停電電源装置（UPS）による停電対策を行い、停電発生時には管理PCを自動シャットダウンすること。また、UPSのバッテリー期待寿命は周囲温度25℃の状況下で5年以上の性能を有すること。
- (カ) 管理PCは RAID1（ミラーリング）機能を有し、メーカーにて24時間稼働、及び10年間保守契約が可能なパソコンであること。
- (キ) センター装置が何らかの原因で停止した場合においても、システム全停止とならず、カードリーダー等のID操作端末による各電気錠の施／解錠が可能なこと。また、履歴は、管理PC停止時において、30,000件以上保持することが可能なこと。（超えた部分は、古い履歴から破棄する機能を有していること。）
- (ク) 停電時において、管理PC以外の機器はバッテリーを搭載し、停電状況下で約30分以上、または相当回数分のバッテリー動作を可能とすること。
- (ケ) 他拠点に同様のシステムを導入した場合（管理PC無し）、ネットワーク回線を用い、本施設管理PCで管理を行う機能を将来的に拡張する事ができること（管理PCのすべての機能が使用可能であること。）
- (コ) 複数拠点に同様の入退室管理システム（各拠点に管理PCを設置）を導入した場合、専用のアプリケーションを用い、ネットワーク回線を使用することで一元管理できる機能を有していること。（一元管理の機能として、各種履歴の参照、カード、ユーザーの登録削除操作、異常/アテンションのリアルタイム表示が行えること。）
- (サ) 入退室管理システムと「(2) 機械警備システム」に付随する警備システム（以下、「警備システム」という）は連動できるものとし、入退室管理システムの認証装置の操作+認証により警備システムも連動動作する機能を有し、警備のセット/解除操作、及び入退出管理の操作認証端末は1台（本館正面通用口・校正棟通用口）で行えること。  
警備のセット操作（認証）はカード操作、警備の解除操作は暗証番号+カード操作とする。

(シ) 警備のセット中は、屋外に面した電気錠設置箇所のカードリーダーは認証停止機能ができること。

## イ 入退室管理

(ア) カードリーダー・テンキーリーダーに対し、カード操作をして電気錠の一時解錠を行えること。

(イ) カードリーダー・テンキーリーダーは1～3cm以内の距離で読み取り可能であること。

(ウ) カードリーダー・テンキーリーダーはタイプA、タイプB、F e l i C a の3種類のカードに対応可能であること。

(エ) ICカードはタイプAを使用するものとするが、入退室管理認証には認証鍵が設定されたエリアの固有番号を読み取る方式とすること。(UID等の製造番号認証は不可)

(オ) 1システム当たり、400扉以上の制御を可能とし、対応人数は最大50,000人以上であること。

(カ) ID操作端末類は、カードリーダー、テンキーリーダー、指紋照合装置、静脈認証装置、ICタグ認証装置の制御・連動が可能であること。

(キ) 管理PC操作により、各電気錠の施/解錠操作機能を有すること。

(ク) 管理PC操作により、各電気錠の施/解錠スケジュールを設定できる機能を有すること。

(ケ) カードメンテナンスについては、ICカード登録・変更、ロスト、及び検索ができること。また、カード登録数は50,000件以上の登録ができること。さらに、カードの追加発行は、使用管理者のパソコンにて、認証用カードリーダーを接続し専用カードを保持する有資格者のみが、インターネットを介してウェブサーバにアクセスし、必要枚数を発行依頼できるものとする。依頼を受けたICカード情報は厳格に管理するとともに、20枚以内の追加・再発行の場合は、要請日より、概ね2営業日以内に発行、発送ができること。なお、初回のみ、必要枚数分(30枚)を一括発行し、指定期日までに納品すること。

(コ) センター装置オペレーションについては、操作者名(ログイン名)、パスワードの権限を付与することができること。また、操作者レベルにより操作者の操作範囲を制限することができること。

(サ) カード、ユーザーの登録データをCSVファイルで入出力ができること。出力項目は、氏名、ユーザーID、所属、入退出資格、ICカード情報(カード番号、発行回数)が出力できること。

(シ) 自火報盤からの火災信号連動(火災感知時信号)により、指定電気錠の一斉解錠を行うことができること。

## ウ 監視項目

- (ア) 施錠異常、解錠異常、こじ開け異常、扉開放異常、システム異常及びシステム通信異常の警報の状態監視を行うことができること。
- (イ) 電気錠の施／解錠及び扉の開／閉状態は一覧表示できること。また、現状態はグラフィック表示できること。
- (ウ) 警報一覧表示（センター装置画面）は、発生中の各種警報を発生順に発生日時とあわせて一覧表示できること。また、現状態はグラフィック表示できること。
- (エ) 状態・操作履歴表示（センター装置画面）は、状態の変化及び操作内容を時系列順に表示できること。
- (オ) 警報履歴表示（センター装置画面）は、状態の変化及び操作内容を時系列順に表示できること。
- (カ) カードリーダー、テンキー付きカードリーダーのカード操作状況（アクセス履歴）は時系列に表示できること。また、履歴情報は、1ヶ月～12ヶ月の間、任意の期間（1ヶ月単位）で保存できること。
- (キ) 履歴については、警報履歴（日時／扉No.）及びカード操作履歴（日時／扉No.／個人IDNo.）で検索ができること。また、検索したデータは、CSVデータにて記憶媒体（DVD等）に出力することができること。

## (2) 機械警備システム

別紙平面図のとおり警備システム機器を設置し、オンラインによって常時監視を行うものとする。

### 機械警備システム

#### (内 訳)

・システムコントローラ	1式
・異常警告灯	1式
・マグネットセンサー	6式
・立体警戒型インフラレッドセンサー	35式
・面警戒型インフラレッドセンサー	8式
・シャッターセンサー	6式
・警備操作機	2式
・画像センサー	1式
・スピーカー	1式

以上の搬入、据付、配線、調整、動作確認及び本システムを稼働させるのに必要なインターフェース機器等を含む。

## ア 機械警備システム仕様

- (ア) 別紙平面図のとおり、機器等を設置すること。
- (イ) 各機器の外寸及び性能等は概ね別紙1のとおりであること。
- (ウ) 本施設に配置された各種警報装置により感知された異常事態を、受託者の当該機械警備に係る受信機器を設置する警備センター基地局(以下「基地局」という。)へ ISDN 回線、またはブロードバンド回線を通じて通報するシステムであること。  
(断線検出機能あり) ただし、ブロードバンド回線を用いる場合は、不通時を想定し、必ず警備信号を送出できるバックアップ通信手段を準備すること。
- (エ) 本館棟、車庫棟を1つの警備ブロックとして運用・監視できること。  
校正棟を1つの警備ブロックとして運用・監視できること。
- (オ) 別紙平面図のとおり、室内に空間センサー、マグネットセンサーを設置し警戒を行うこと。
- (カ) 発注者が指定する各種設備(自動火災報知設備・給排水設備など)の監視ができること。

## イ 機械警備システム機器の運用

- (ア) 機械警備システムのセット、解除操作は入退室管理システムで使用する ID カード認証操作端末と共用できること。
- (イ) 警備システムの警備センサーはそれぞれアドレス等の固有番号を付与するなどし、異常発生の際は発生場所を主装置等で確認可能とすること。
- (ウ) 館内の警備センサー状態を確認できる機器を1階正面風除室へ設置すること。  
警備センサーや主装置が異常信号を基地局に正常に送信できる状態であることを25時間以内に定期的に監視していること。
- (エ) 館内の異常監視情報は、基地局に通報されると同時に本施設の事務室に設置した主装置にも異常が表示され、状況が把握できること。
- (オ) 建物の重要エリア内への侵入を監視し記録する画像センサーには、マイクとセンサーを付し、侵入監視異常発生時の画像等を基地局等の画像監視者に送信し、かつ、スピーカー等で画像監視者から警告の音声を流すことができること。
- (カ) 画像センサーは、人物のみを抽出するセンシング機能を有し、侵入者を検出できること。また、画像センサーへの悪戯(画策行為)や警備システム構成内の機器故障を監視し、異常検知できること。また、オプションで発煙による威嚇装置が設置可能であること。
- (キ) 警備システムが本来警戒状態にならなければならない時間帯や曜日等において未警戒状態を防ぐ機能、及びその点検や対応が行えること。

## ウ 緊急の措置

- (ア) 基地局管制員は、警備担当時間中、警報受信機を常時監視するとともに、異常が発生した場合は、警備業法に基づき、警備員を25分以内に現場に到着させるとともに必要事項を指示すること。画像センサーが設置されている重要エリア等において侵入者を検出した際には1分以内に現地状況を画像で確認し、音声で威嚇するなどして、臨機応変に対応を行うこと。
- (イ) 警備員は、基地局指示等に従い、異常事態に的確に対処し、警備目的を達成すること。
- (ウ) 本施設において異常事態を確認した警備員は、被害の拡大防止措置をとり、基地局に事態の速報を入れること。
- (エ) 基地局管制員は、必要に応じて発注者が指定した緊急連絡先に状況の報告をするとともに、状況に応じ警察その他関係機関に通報を行うこと。
- (オ) 基地局は福島県内に1つ以上設置し運用すること。万一、県内の基地局が機能を喪失した場合、直ちに他県にある基地局で同等の業務が行えるバックアップ体制を有していること。

## エ 報告

施設の異常対処の内容について、速やかに報告書（様式は任意）を提出すること。本施設の機械警備システムのセット/解除履歴、及び異常内容については、ウェブ上でリアルタイムに確認できる機能を提供できること。かつ、情報セキュリティについて必要十分な対策が講じられていること。

## オ 鍵等の委託

警備実施上必要な鍵等は、発注者が複製し運用を委託するものとする。授受はそれぞれ受領書により、その所在を確認できるようにするとともに厳重に取扱保管すること。

## カ 緊急連絡先の指定

- (ア) 発注者は、あらかじめ緊急連絡先3名以上を指定し、その名簿を受注者に交付すること。
  - (イ) 上記連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なくその都度変更名義を受注者に交付すること。
- (3) 据付調整等
- ア 設置作業の全体の統制を行い、設置機器及び配線等の各作業の進捗を管理し、適切に作業を実施すること。
  - イ 機器は、発注者の承認を得た場所に設置すること。

- ウ 施設及び物品等に損傷を与えないように慎重に実施すること。
- エ 本施設の業務、研究等に支障のないように配慮すること。
- オ 損傷の恐れがある場合は、保護を講じること。
- カ 機器搬入後、搬入防護材等を速やかに撤収し、清掃を行うこと。
- キ 機器搬入後、不要な梱包材は適切な方法で処理すること。
- ク 搬入・据付けに当たり騒音、塵埃等が生じる作業は、事前に発注者の承認を得て実施し、かつ作業完了後、本施設の業務、研究等に支障を来たさないようにすること。
- ケ 機器の設置は、各種器具を用いて壁に堅固に固定すること。
- コ 設置に際し、災害の防止、安全確保及び環境保全のため、関係法令の記述に従い、以下の項目に留意すること。
  - ・ 高所作業における落下、転倒防止
  - ・ 火気の安全管理
  - ・ 作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止
- サ 作業のために官公庁等への諸手続きが必要な場合は、申請等を行うこと。
- シ 機器の引渡しに当たっては、システムの取扱説明書を作成し納入するものとし、関係職員に対して操作説明を行うものとする。

#### (4) 保守対応

- ア 故障が発生した場合に備え、365日24時間受付可能とした連絡先窓口、点検作業員の派遣体制を有すること。
- イ 納入後1年間は無償保証期間とすること。
- ウ 原則24時間以内に修理または交換するなどして復旧させること。

#### (5) その他

- ア 搬入・設置作業等においては、常に省エネに努めること。
- イ 搬入・設置作業等においては、施設担当者及び関係各所と連絡調整を行うこと。
- ウ 本仕様書の記載事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。